

新千歳－神戸線誘客プロモーション業務
仕様書

令和4年12月

(一財) 神戸観光局

令和4年度 新千歳 - 神戸線誘客プロモーション業務仕様書

1 事業名

新千歳 - 神戸線における誘客プロモーション業務

2 事業趣旨

北海道エリアにおいて継続的に神戸への誘客促進を図るとともに、新型コロナウイルスの影響により減少した航空需要の早期回復を目指し、北海道と神戸の結びつきを一層強化するため、TV・ラジオ等のメディアでの露出、SNSを活用した発信、市街地での情報発信を組み合わせ、神戸の新規スポットや観光の魅力を広く発信・拡散し、新たなファンの獲得及び、誘客促進を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日

4 委託金額の上限

500万円以内（消費税および地方消費税を含む）

5 事業内容

(1) メディアでの露出

北海道エリアにおいて発信力の高いTV・ラジオ等のメディアで、女性をターゲットとし、神戸のグルメや観光の魅力を発信する「神戸旅」の特集を放送すること。紹介する観光スポットについては、企画段階で神戸観光局と調整すること。

(2) SNSを活用したPR

Instagram や YouTube などのソーシャルメディアにおいて一定の影響力を持つインフルエンサーを招聘し、神戸観光の魅力を被招聘者ならではの視点で以下のとおり発信を行うこと。

ア インフルエンサーの選定

被招聘者の選定においては、以下の条件を満たすこと。

- ① 北海道在住者に訴求力が高く、主に女性・旅好きの方に支持を得ていること。
- ② 本業務の目的を理解し、新千歳 - 神戸線及び、神戸観光のPRに協力的であること。

イ 招聘先の選定及び情報発信

選定したインフルエンサーを以下のとおり神戸市内へ招聘し、体感した魅力を自身が有するソーシャルメディアにて発信すること。

- ① 訪問場所・日時については、被招聘者ごとの特性や意向及び招聘時期を踏まえ、委託者と協議の上、決定すること。
- ② 被招聘者の本業務に係る全ての活動費用（交通費、謝礼金など）は受託者が負担すること。

- ③ 訪問先での行程が円滑に行われるように、受託者は行程管理や現地との調整を担う担当者を配置するなど、適切な組織体制を構築すること。
- ④ 訪問先等への投稿許諾関係は受託者又は被招聘者が行うこと。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の状況や、訪問先の都合によってスケジュール等を再調整する必要があるため、臨機応変に対応すること。
- ⑥ 招聘者は招聘先訪問後、体感した神戸の魅力を自身が有するソーシャルメディアにて発信すること。

ウ その他

上記以外でも SNS を活用した効果的な発信方法があれば独自に提案すること。

(3) 現地市街地エリアでの情報発信

神戸観光の魅力 PR や本事業の周知を図るため、北海道エリアにおいて広告効果の大きい場所（例：駅ナカ広告、大型ビジョン等）で、神戸観光を PR する「動画」もしくは「画像・ポスター」等の掲示を行うこと。

(4) 現地プロモーション

神戸の観光 PR、物産展等、現地で神戸観光の魅力を発信する事業を行うこと。その際、神戸観光局の SNS（Instagram, twitter, facebook）のフォロワーを増加させる取り組みを含め、目標増加数を提案に含めること。

また、将来への施策来場者へのアンケートにより属性（性別・年代・住所）の把握を行うとともに、下記の項目は必ず含めること。

- ・神戸への来訪回数（滞在日数）
- ・神戸空港（新千歳～神戸便）の認知度・利用回数
- ・旅行先を決める時の媒体（TV・ラジオ・雑誌・インスタ・You tube 等）
- ・神戸観光で良かったところ・印象に残っているところ
- ・神戸観光で行ってみたいところ、食べてみたいもの

(5) その他の提案

(1)～(4)の他に事業の効果を高める取り組みがあれば、独自に提案すること。

(6) 実績報告書の提出

事業終了後、実績報告書を作成し、令和5年3月31日までに提出すること。

注1：実施上の留意点

新型コロナウイルス感染症対策について、国・自治体の指針に基づき適切に対応すること。

注2：ソーシャルメディアについて

PR 実施のための方法・種類は問わない。また、予算の範囲内であれば、複数のソーシャルメディアを組み合わせ、複数回使用することも可とする。

6 留意事項

本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。新型コロナウイルス感染症拡大等により、中止を判断する場合は、両者にて協議の上、定める。

7 その他、業務遂行上の留意点

- (1) 業務を遂行する上で、一般財団法人神戸観光局（以下、「神戸観光局」という。）と受託者が共通認識を持ち、十分な協議を重ねながら業務を行うものとする。
- (2) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、目的達成のため、予算の範囲内において、本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- (3) 受託者は、本業務を介し知り得た機密・個人情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有するものを配置すること。
- (5) 受託者は、原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、当社の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 第三者の権利侵害
受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (7) 制作物に属する権利の帰属
 - ア 本業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
 - イ 受託者は、神戸観光局の書面による事前の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、また第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間終了後、又は本業務に係る委託契約が解除された後においても同様とする。
 - ウ 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ神戸観光局に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任は、全て受託者が負うこと。
 - エ 上記アからウの規定は、事前に書面にて報告し、神戸観光局の承諾を得て、業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
 - オ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。
- (8) この仕様書に定めのないものについては、神戸観光局と受託者が協議のうえ決定するものとする。